

情報公開及び個人情報保護制度の平成15年度の運用状況

より開かれた市政の実現のために

この制度は、平成10年12月から施行した「成田市情報公開及び個人情報保護に関する条例」に基づいて、市が保有する行政情報（公文書など）を市民のみなさんからの請求に応じて公開したり、市が保有する個人情報の取り扱いについて一定の制限を課したりする制度です。市民のみなさんは、この条例により行政情報や自分自身に関する情報の閲覧（無料）や、その写し（コピーは1枚10円）を求めることが出来ます。

情報公開の窓口

情報公開の窓口は、市役所1階行政資料室（電話 1504）です。公開を請求できる情報は、市の職員が職務上作成または取得した文書や写真などで、市が管理しているものに限られます。

市政に対する理解と信頼を深め、「市政の公正な運営の確保」と市民参加による行政推進を図るためにも、「この制度を」利用ください。

平成15年度の請求状況

平成15年度の公開請求の件数は、

実施機関名	取扱事務数
市長	308
（市長公室）	（15）
（総務部）	（47）
（空港対策部）	（8）
（市民部）	（70）
（環境部）	（13）
（保健福祉部）	（108）
（経済部）	（4）
（土木部）	（2）
（都市部）	（41）
教育委員会	39
選挙管理委員会	5
農業委員会	4
議会	2
水道事業管理者	10
合計	368

9件（左表参照）です。

各実施機関から届出のあった個人情報取扱事務の総数は、3月31日現在、368件となっております。その内訳は左表のとおりです。

くわしくは総務課 ☎20 1510へ。

られます。また、自分自身の情報は、本人であれば誰でも請求することができますが、請求内容によっては非公開や部分公開となることもあります。

情報公開に関する運用状況 請求権者からの請求

実施機関	件数	決定内容	非公開内容	請求内容
市長（市民部）	2	部分公開	個人情報	行政協力員関係
（保健福祉部）	1	部分公開	個人情報	庁舎管理関係
（経済部）	1	公開		消費生活関係
教育委員会	2	部分公開	社会的障害情報	委託関係
		公開		健康管理関係
議会	1	公開		議会関係

対象文書以外および請求権者以外からの請求

実施機関	件数	決定内容	非公開内容	請求内容
市長（環境部）	1	公開		廃棄物処理関係

個人情報保護に関する請求

実施機関	件数	決定内容	非開示内容	請求内容
農業委員会	1	開示		自己情報

監査結果を公表

平成15年度に実施した監査結果の概要を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 藤崎 毅
同 渡邊 昭

【定期監査】

期間 平成15年11月12日・17日・18日・20日・25日・28日、平成16年1月19日・21日・29日

場所 監査委員事務局

対象 市長公室（現企画政策部）、総務部、空港対策部、市民部、環境部、保健福祉部、経済部、土木部、都市部、水道部、教育総務部、生涯学習部、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、消防本部
方法 提出された資料などの調査や、関係者からの説明を基に実施
結果 おおむね適正に執行されていると認められました

【工事監査】

期日 平成16年2月9日

場所 監査委員事務局および工事施工現場

対象 郷部大橋耐震補強工事（工事請負額2億2,050万円）

方法 工事技術に関する専門的技術を必要とするため、（社）日本技術士会に工事技術調査業務を委託し、関係書類および工事現場の調査を実施

結果 計画、設計、積算、入札および契約、施工管理ならびに施工の分野にわたる書類審査、現地実査はおおむね妥当と認められました

意見 多大な事業費を伴う公共工事は、市民に対する説明責任が特に大きいといえます。工事の関係書類整備、現場の安全管理・緊急時対応の体制整備、整理整頓などについては、工事内容を正確に把握し、進行状況の適切な管理を行う上での基本です。この基本に沿って工事管理を行い、市民の理解が得られるよう、常に心掛け、安全・確実に工事を進められるよう要望します。

くわしくは監査委員事務局 ☎20 1527へ。